

## 地域自治について

**質問** 有償ボランティア団

体の組織をつくる考え方につ  
いて伺いたい。

**答弁** 行政をサポートする、  
いわゆる有償ボランティア

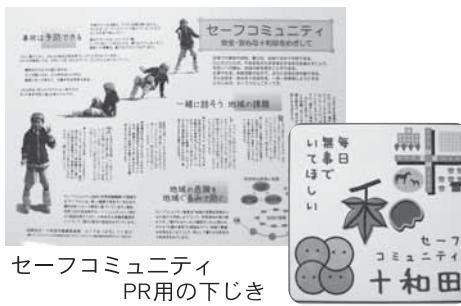
団体の組織化は、地域活動  
の自立と責任能力を高め、  
行政のスリム化を図る手段  
の一つと考えている。

これまで行政とパートナ  
ーシップの意識の高揚を図  
るとともに、地域住民の創  
意工夫による自発的で主体  
的なまちづくりを進めるた  
め、いきいきまちづくり活  
動支援事業や歩道除雪ボラ  
ンティア事業等を創設し、  
公園、集会所等の交流の場  
の整備や、除雪時における  
歩道の除雪など、生活環境  
の保全や整備活動に取り組  
む町内会やグループに対し、  
原材料の補助や除雪機械等  
の貸し出しによる支援も行  
っている。

町内会を始めとする地域  
ボランティア活動は、地域  
を愛する心をはぐくみ、主  
体的に責任ある活動が基本  
であると考えている。地域  
ボランティア団体がさまざ  
まな事情や課題を抱え、厳  
しい運営にあるということ  
は十分承知しているが、現

在のところ行政主導による  
新たな団体の組織化への移  
行よりも、現在ある団体の  
再生と育成に力を入れてい  
たいと考えている。した  
がって、有償ボランティア  
の組織化については現在考  
えていないが、当面は他市  
の事例の活動状況の推移を  
見守つていきたい。

これまで行政とパートナ  
ーシップの意識の高揚を図  
るとともに、地域住民の創  
意工夫による自発的で主体  
的なまちづくりを進めるた  
め、いきいきまちづくり活  
動支援事業や歩道除雪ボラ  
ンティア事業等を創設し、  
公園、集会所等の交流の場  
の整備や、除雪時における  
歩道の除雪など、生活環境  
の保全や整備活動に取り組  
む町内会やグループに対し、  
原材料の補助や除雪機械等  
の貸し出しによる支援も行  
っている。



## セーフコミュニティについて（1）

**質問** セーフコミュニティ

事業の趣旨について伺いた  
い。

また、実践の組織はどの  
ようになつているのか伺い  
たい。

この取り組みは、事  
故やけが、暴力などは予防  
可能なため、行政と市民、  
各種団体等が協働で安全、

安心なまちづくりを推進す  
るものである。

**答弁** 市では、以前から安全、  
安心なまちづくりに取り組  
みでいるが、このセー  
フコミュニティを推進する  
ことによって、市民のボラ  
ンティア意識を一層向上さ  
せるとともに、市がスロー  
ガムとして掲げている市民  
一人一ボランティアにも大  
きく資するものと考えてい  
る。

セーフコミュニティの組  
織については、この事業を  
推進する応援隊として、平  
成十九年一月に市民等のボ  
ランティアによるセーフコ  
ミュニティとわだを実現さ  
せる会が発足した。このこ  
とにより、市民による推進  
組織と会員内のセーフコ  
ミュニティの理解が高まっ  
たことにあわせ、市の体制  
を整えるため、今年三月に  
十和田セーフコミュニティ  
推進協議会を設置している。  
これは、市長をトップとし  
て、各種団体、行政、市民  
等を含めた三十人の委員か  
ら成っている。

また、昨年八月には十和  
田市セーフコミュニティ検  
討委員会を設置している。  
これは、役所内の安全、安  
心に関する関係課二十二課

と外部委員四人から成る組  
織である。

さらに昨年十月には、府  
内関係課による十名から  
十五名の選出を受けた。

今年度は、さらにこの下  
に作業部会を新たに加えて、  
アクションプランを作成し、  
ことし十二月にはWHOに  
対し、セーフコミュニティ  
の認証の申請を行う予定で  
ある。

## セーフコミュニティについて（2）

**質問** セーフコミュニティ

の予算について伺いたい。

また、啓発はどのように  
しているのか伺いたい。

**答弁** 市のセーフコミュニ  
ティ推進事業には、県の補  
助事業である市町村発・元

業を活用しており、自主的  
に普及活動を実施している

セーフコミュニティとわだ  
を実現させる会に支援して  
いる。そのほかに普及啓発  
事業についても実施している。

また今外傷世帯調査を実施  
しているが、この予算に充  
てている。

啓発について、セーフコ  
ミュニティの推進を図るに  
は、市民の理解と参画が重  
要であることから、これま  
で「広報とわだ」に八回連  
載しているほか、市のホー  
ムページにセーフコミュニ  
ティの専用コーナーを開設  
している。さらに、今年度  
はチラシ等により普及啓発  
を考えている。今後もこれ  
らを継続しながら、市民へ  
周知に努めていきたい。

## 教育環境について

**質問** 児童福祉法では、本  
來型の児童館、児童センタ  
ーについての設置基準や運  
営方法等についての規定が  
あるが、なぜ当市ではそ  
ういった本来型の児童館がで  
きなかつたのか。

また、（仮称）教育福祉  
総合プラザの子供機能とは、  
児童館あるいは児童センタ  
ーの機能を取り入れていく

と外部委員四人から成る組  
織である。このことながら、これま  
で「広報とわだ」に八回連  
載しているほか、市のホー  
ムページにセーフコミュニ  
ティの専用コーナーを開設  
している。さらに、今年度  
はチラシ等により普及啓発  
を考えている。今後もこれ  
らを継続しながら、市民へ  
周知に努めていきたい。

答弁 昭和四十二年から市  
街地の保育園に通園するこ  
とが困難な近郊農村地帯に  
児童館八カ所の設置をし、  
健全な遊びを与え、子供の  
健康を増進し、情操豊かに  
するようにしてきていた。

當時においては、児童館の  
設置の必要性は認められな  
かったのではないかと思わ  
れる。

また（仮称）教育福祉総  
合プラザの子供機能につ  
ては、平成十九年度に策定  
された（仮称）教育福祉総  
合プラザの整備基本計画で  
は、子育て支援機能、図書  
館機能、社会福祉機能など  
七つの機能を持つ施設を整  
備し、子供から高齢者まで  
多くの市民が集い、福祉活  
動や学習活動、市民活動な  
どさまざまな活動を通じ、  
知識や交流、連携を深め、  
広く住民福祉の向上を図る  
こととしている。特に子育  
て支援機能においては、フ  
アミリーサポートセンター、  
親子ふれあい広場、プレー  
ルーム等の設置が計画され  
ているので、整備基本計画  
に基づき、児童センターに  
とらわれない多機能型の子  
育て支援施設として活用し  
ていきたい。